

議案第108号

芽室町企業誘致条例中一部改正の件

芽室町企業誘致条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

令和6年3月4日提出

芽室町長 手 島 旭

芽室町企業誘致条例の一部を改正する条例

芽室町企業誘致条例（平成12年条例第44号）の一部を次のように改正する。

第1条中「法第9条第1項の規定に基づき、」を削り、「第24号）」の次に「第4条の2第1項の規定に基づき、同法」を加える。

第18条の表中「法第9条第1項に規定する工場立地特例対象区域（以下「対象区域」という。）のうち、」を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

説 明

工場立地法に基づく特定工場に要する緑地等面積率について、地域経済牽引事業の推進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（地域未来投資促進法）第9条第1項に定められた工場立地法の特例による緩和から、工場立地法第4条の2第1項に定められた市町村準則による緩和へ変更することに伴い、本条例を改正しようとするものであります。

芽室町企業誘致条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案			現 行		
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、芽室町における産業の振興を促進するため、芽室東工業団地内に誘致する企業で、工場等を新設又は増設する者、並びに地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号以下「法」という。）に基づき計画的な取組を行う者に対する優遇措置及び工場立地法（昭和34年法律第24号）第4条の2第1項の規定に基づき、同法第4条第1項の規定により公表された準則（以下「法準則」という。）に代えて適用すべき準則を定め、もって本町の総合開発の推進に資することを目的とする。</p> <p>（区域並びに緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合）</p> <p>第18条 法準則に代えて適用する準則を適用する区域及び当該区域の範囲並びに当該区域における緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合は、次の表のとおりとする。</p>			<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、芽室町における産業の振興を促進するため、芽室東工業団地内に誘致する企業で、工場等を新設又は増設する者、並びに地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号以下「法」という。）に基づき計画的な取組を行う者に対する優遇措置及び法第9条第1項の規定に基づき、工場立地法（昭和34年法律第24号）第4条第1項の規定により公表された準則（以下「法準則」という。）に代えて適用すべき準則を定め、もって本町の総合開発の推進に資することを目的とする。</p> <p>（区域並びに緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合）</p> <p>第18条 法準則に代えて適用する準則を適用する区域及び当該区域の範囲並びに当該区域における緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合は、次の表のとおりとする。</p>		
区域の範囲	緑地の面積の敷地面積に対する割合	環境施設の面積の敷地面積に対する割合	区域の範囲	緑地の面積の敷地面積に対する割合	環境施設の面積の敷地面積に対する割合
都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号及	100分の5以上	100分の10以上	法第9条第1項に規定する工場立地特例対象区域（以下「対	100分の5以上	100分の10以上

参考資料

改正案	現 行
<p>び2号に規定する工業地域及び工業専用地域、特別用途地区の区域</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u> この条例は、令和6年4月1日から施行する。</p>	<p><u>象区域</u>という。)のうち、都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号及び2号に規定する工業地域及び工業専用地域、特別用途地区の区域</p>